

令和7年7月2日現在

## 公立大学法人奈良県立医科大学の料金の上限

公立大学法人奈良県立医科大学がその業務に関して徴収する料金の上限を、次とおり定める。

### 1 大学に関する料金

#### (1) 授業料

ア 学 部	年額 535,800円
イ 大学院	年額 535,800円

#### (2) 入学検定料

ア 学 部	17,000円
イ 大学院	30,000円

#### (3) 入学料

ア 学部	
(ア) 医学科	

① 県内生（入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有する者又はその者の配偶者若しくは一親等の親族である者をいう。以下同じ。）	282,000円
② 県外生（県内生以外の者をいう。以下同じ。）	802,000円

#### (イ) 看護学科

① 県内生	282,000円
② 県外生	423,000円

#### イ 大学院

(ア) 県内生	282,000円
(イ) 県外生	

① 奈良県立医科大学の医学部医学科を卒業した者	282,000円
② ①以外の者	802,000円

#### (4) 学位論文審査手数料 1 件につき 200,000円

#### (5) 科目等履修料 1 単位につき 14,400円

#### (6) 科目等履修資格認定料 9,800円

#### (7) 証明手数料 1 通につき 500円

ただし、特別の事情があるときは、(1)、(2)又は(3)の規定にかかわらず、これらに規定する額にそれぞれ 100 分の 120 を乗じて得た額を超えない範囲内において、料金を定めることができる。

## 2 病院に関する料金

### (1) 使用料及び手数料

平成 20 年厚生労働省告示第 59 号（診療報酬の算定方法）第 1 号及び第 2 号並びに平成 20 年厚生労働省告示第 93 号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法）並びに平成 18 年厚生労働省告示第 99 号（入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準）の規定により算定した額

ただし、次に掲げるものについては、それぞれ次のとおりの額

ア 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定による療養の給付に係るもの

平成 20 年厚生労働省告示第 59 号第 1 号及び第 2 号の規定により算定した額に 100 分の 115 を乗じて得た額

イ 自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）の規定により損害賠償が請求できる場合の医療に係るもの

平成 20 年厚生労働省告示第 59 号第 1 号及び第 2 号の規定により算定した額に 100 分の 150 を乗じて得た額

ウ 他の病院又は診療所からの文書による紹介のない患者（緊急その他やむを得ない事情のある者を除く。）に対する加算料

初診料算定 1 回につき平成 18 年厚生労働省告示第 107 号（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等）第 1 の 3 第 1 項第 1 号に定める金額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する消費税の標準税率及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する地方消費税の標準税率を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

エ 患者に対し他の病院又は診療所に文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、他の病院又は診療所からの文書による紹介のないまま再診した患者（緊急その他やむを得ない事情のある者を除く。）に対する加算料

再診料算定 1 回につき平成 18 年厚生労働省告示第 107 号第 1 の 3 第 2 項第 1 号に定める金額に消費税法第 29 条に規定する消費税の標準税率及び地方税法第 72 条の 83 に規定する地方消費税の標準税率を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

### (2) (1)により算定することのできない使用料及び手数料

ア 特別室使用料 1 日につき 35,200 円

イ 分べん介助料

次に掲げる額を合算した額

(ア) 190,000 円（多胎分べんの場合にあっては、190,000 円に、胎児の数から 1 を減じた数に 95,000 円を乗じて得た額を加算した額）

(イ) 次に掲げる場合にあっては、分べん介助料にそれぞれ次に定める率を乗じて得た額を加算した額

① 診療時間以外の時間	100分の 25
② 休日	100分の 35
③ 深夜	100分の 35

(ウ) 産科医療補償制度に係る掛金の額に相当する額として実費等を基準に算定する額

注 (イ)の①、②及び③の「診療時間以外の時間」、「休日」及び「深夜」とは、平成20年厚生労働省告示第59号別表第1第1章基本診療料第1部初・再診料第1節初診料注4に規定する「診療時間以外の時間」、「休日」及び「深夜」をいい、(ウ)の「産科医療補償制度」とは、分べん機関と妊娠婦との間であらかじめ締結した補償契約に基づいて、通常の分べんにもかかわらず脳性麻痺となった児に対し補償金を支払う制度で財団法人日本医療機能評価機構（平成7年7月27日に財団法人日本医療機能評価機構という名称で設立された法人をいう。）が運営するものをいう。

ウ 文書手数料	1通につき 6,050円
エ 健康診断その他の医療行為の料金	実費等を基準に算定する額
オ 駐車場使用料	1時間につき 100円

### 3 1及び2に掲げるもの以外の料金

(1) 奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第6条第1項に規定する開示請求及び第16条第1項の規定による開示の実施に係る手数料  
奈良県情報公開条例第18条に定める額

(2) (1)に掲げるもの以外の料金 実費等を基準に算定する額